

○所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱

平成21年4月1日要綱

改正

平成21年9月30日

平成24年3月30日

平成24年10月31日

平成25年6月28日

平成27年4月10日

平成27年12月28日

平成28年4月1日

平成29年3月28日

平成30年3月28日要綱

平成31年1月1日要綱

令和元年7月1日要綱

令和3年4月1日要綱

令和3年7月1日要綱

令和3年9月24日要綱

令和4年4月1日要綱

令和4年4月1日要綱

令和4年12月15日要綱

令和5年8月25日要綱

所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。以下同じ。）の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練機関（以下「養成機関」という。）における受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金

(以下「修了支援給付金」という。)を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にすることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱における訓練促進給付金又は修了支援給付金(以下「給付金」という。)の支給対象者は、訓練促進給付金にあつては養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)以後において、修了支援給付金にあつては修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号のいずれにも該当し、就職を容易にするために必要な資格として次条に定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するために修業している者とする。

- (1) 所沢市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(父子家庭の父にあつては、平成25年4月1日以後養成機関において修業を開始した者)であること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は、適用しない。
- (3) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合にあつては、次条第2項に規定する対象資格の取得又は同項に規定する講座の受講が見込まれることを含む。)
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難と認められること。
- (5) 訓練促進給付金の支給を受けようとする者にあつては、この要綱の規定による訓練促進給付金又は廃止前の所沢市母子家庭高等技能訓練促進費支給要綱(平成16年4月1日施行)の規定による母子家庭高等技能訓練促進費の支給(他の地方公共団体における支給を含む。)を受けていないこと。ただし、准看護師に係るカリキュラムを修了後引き続き看護師に係るカリキュラムを修業しようとする者にあつては、この限りでない。
- (6) 修了支援給付金の支給を受けようとする者にあつては、この要綱の規定による修了支援給付金の支給(他の地方公共団体における支給を含む。)を受けていないこと。

(対象資格)

第3条 給付金の支給対象となる資格は、就職の際に有利となるものであつて、かつ、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要

とされている看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師その他市長が地域の実情に応じて定める資格とする。

- 2 前項に定めるもののほか、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合にあっては、就職の際に有利となるものであって、かつ、養成機関において6か月以上のカリキュラムの修業が予定されているシスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講するときにあつては、情報関係の資格又は講座に限る。）も給付金の支給対象となる資格とする。

（支給期間等）

第4条 給付金の支給期間等は、次のとおりとする。

（1） 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業期間（准看護師に係るカリキュラムを修了後引き続き看護師に係るカリキュラムを修業しようとする者又は看護師に係るカリキュラムを修了後引き続き保健師に係るカリキュラムを修業しようとする者の修業期間にあつては、これらのカリキュラムを通算した期間）に相当する期間とし、48か月を上限とする。

イ 訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月（以下「支給対象月」という。）において支給するものとする。ただし、支給すべき事由が消滅した場合には、その日の属する月までを支給するものとする。

- （2） 修了支援給付金 修了支援給付金の支給については、修了日（准看護師に係るカリキュラムを修了後引き続き看護師に係るカリキュラムを修業しようとする者にあつては、看護師に係るカリキュラムの修了日）を経過した日以後に1回支給する。

（支給額等）

第5条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29

年法律第89号) 第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。) が支給対象月の属する年度(支給対象月が4月から7月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法(昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。) が課されていない者(市町村(特別区を含む。)) の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金をいう。) 及び父子家庭自立支援給付金(母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金をいう。) に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12か月未満であるときは、当該期間) にあつては月額140,000円、平成24年3月31日までに修業を開始した者にあつては月額141,000円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12か月未満であるときは、当該期間) にあつては、月額110,500円)

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者 50,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

(事前相談の実施)

第6条 市は、母子家庭の母又は父子家庭の父が給付金の給付を希望するときは、相談に応じるとともに、資格取得の意欲及び能力、生活状況等を含めた対象資格の取得見込みを聴取し、支給の必要性について十分把握するものとする。この場合において、母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金又は受講料を支払うことが困

難であるときは、母子父子寡婦福祉資金貸付制度及び奨学金等の情報提供を行うものとする。

(給付金の支給申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、所沢市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。
- 3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
- 4 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略させることができる。

(1) 訓練促進給付金

- ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- イ 支給申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し
- ウ 支給申請者の児童扶養手当証書の写し（8月～10月までの間に申請する場合を除く。以下同じ。）又は前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。以下この号及び次号（ウを除く。）において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。次号ウにおいて同じ。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市区町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市区町村長の証明書を含む。）
- エ 第5条第1項第1号に掲げる者にあつては、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類
- オ 養成機関の長が証明する在籍を証明する書類（以下「在籍証明書」という。）
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 修了支援給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 支給申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票（修了日における状況を確認できるものに限る。）の写し

ウ 支給申請者の児童扶養手当証書の写し又は支給申請者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市区町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市区町村長の証明書を含み、修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

エ 第5条第2項第1号に掲げる者にあつては支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

オ 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
（支給決定）

第8条 市長は、前条の支給申請を受けたときは、支給申請者が第2条、第3条及び第5条の要件（以下「支給要件」という。）に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

2 市長は、支給の決定を行ったときは所沢市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（様式第2号）により、支給を行わないと決定したときは所沢市高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知するものとする。

3 支給決定の審査に当たっては、その緊急性及び必要性について十分に考慮し判断するものとする。

（訓練促進給付金の支給）

第9条 前条の規定により給付金の支給決定を受けた者は、原則として、訓練促進給付金にあっては支給対象月の翌月10日までに、修了支援給付金にあっては支給決定日から起算して10日以内に、所沢市高等職業訓練促進給付金等請求書（様式第4号）を市長に提出し、給付金の支給を受けるものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第10条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、受給者に対し、おおむね4半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況に関する報告等を求める。

2 受給者は、第7条の規定により申請した内容に変更があったときは、その事実が発生した日から起算して14日以内に変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 受給者は、年度末及び修業期間が終了したときは、市長に修得単位証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

（支給資格の喪失等）

第11条 市長は、受給者から前条第2項の変更届が提出されたとき、又は受給者の支給要件に変更があったと認められるときは、当該受給者の支給要件について内容を審査するものとする。

2 前項の規定により受給者の支給要件等に変更があったときは、所沢市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失通知書（様式第6号）又は所沢市高等職業訓練促進給付金支給額変更通知書（様式第7号）により受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給額の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（所沢市母子家庭高等技能訓練促進費支給要綱の廃止）

- 2 所沢市母子家庭高等技能訓練促進費支給要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成21年9月30日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行し、同年6月5日から適用する。
（平成24年3月31日までに修業を開始した支給対象者に関する特例）
- 2 平成21年6月5日（以下「適用日」という。）において現に修業している、又は適用日から平成24年3月31日までに修業を開始した対象者については、第4条第1号ア中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後残りの2分の1に相当する期間とし、18か月を上限」とあるのは「修業期間に相当する期間」と、第7条第2項中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過」とあるのは「修業を開始」とする。

（経過措置）

- 3 修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日の属する月が適用日の属する月より後の場合、適用日から平成21年12月31日までの間に提出された支給申請書は、適用日又は修業を開始した日のうち、いずれか遅い方が属する月内に提出されたものとみなす。

（高等技能訓練促進費の内払）

- 4 改正後の所沢市母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業実施要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の所沢市母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業実施要綱の規定に基づいて支払われた高等技能訓練促進費は、改正後の要綱の規定による高等技能訓練促進費の内払とみなす。

附 則（平成24年3月30日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（平成24年4月1日から平成25年3月31日までに修業を開始した支給対象者に関する特例）
- 2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに修業を開始した支給対象者については、第4条第1号ア中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後残りの2分の1に相当する期間とし、18か月を上限」とあるのは「修業期間に相当す

る期間（修業を開始した日から起算して36か月を上限とする。）」と、第7条第2項中「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した」とあるのは「修業を開始した」とする。

附 則（平成24年10月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から施行し、同年8月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 平成24年7月以前の請求に係る訓練促進費の支給額及び同月31日以前の終了日に係る一時金の支給額については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月28日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 父子家庭の父に対する平成25年4月1日から同年6月30日までに係る訓練促進費については、同年9月30日までに申請があった場合に限り、支給の対象とするものとする。

附 則（平成27年4月10日）

この要綱は、平成27年4月10日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（平成27年12月28日）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
（支給期間の特例）
- 2 改正前の所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の規定に基づき高等職業訓練促進給付金の支給を受けている者であって、平成27年度以前に修業を開始し、平成28年4月1日時点で修業中のもの（平成21年6月5日から平成24年3月31日までの間に修業を開始した者を除く。）に係る高等職業訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業期間に相当する期間とし、36か月を上限とする。

附 則（平成29年3月28日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第7条第4項第1号ウ及び第2号ウの規定は、平成30年8月以後の支給申請から適用し、同年7月以前の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月1日要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和元年7月1日要綱）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和元年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（支給期間の特例）
- 2 改正前の所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）の支給を受けている者であって、平成30年度以前に修業を開始し、適用日時点で修業中のものに係る訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業期間に相当する期間とし、48か月を上限とする。

（高等職業訓練促進給付金の内払）

- 3 適用日から施行日の前日までの間において旧要綱の規定により支給された訓練促進給付金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）は、改正後の所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の規定に基づく訓練促進給付金の内払とみなす。

附 則（令和3年4月1日要綱）

改正

令和4年4月1日要綱

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条第1号アの規定の適用については、准看護師に係るカリキュラムを修了後引き続き看護師に係るカリキュラムを修業しようとする者のうち、この要綱の施行の際現に修業中の者であって令和2年4月1日以前に修業を開始していたものの修業期間にあつては、48か月を上限として当該修業に係る同日以前の修業期間を通算することができる。
- 3 令和3年7月以前分の高等職業訓練促進給付金の支給月額の決定に係る対象者及びその者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年から令和元年までの所得が地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に旧法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されていないこととなる者及び旧法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年から令和元年までの所得についてなお従前のおりの取扱いをした場合に旧法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、高等職業訓練促進給付金及び高等職業修了支援給付金（次項において「給付金」という。）の支給を受けようとする当該対象者又はその者と同一の世帯に属する者が寡婦等のみなし適用対象者であった場合において、この要綱による改正後の第7条の規定により給付金を申請するときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類

等当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 4 令和3年7月以前分の給付金の支給を受けようとする者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令における寡婦又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年から令和元年までの所得が旧法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令と定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、旧法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であった場合において、この要綱による改正後の第7条の規定により給付金を申請するときは、当該寡婦又は寡夫控除のみなし適用対象者の子の戸籍謄本及び当該寡婦又は寡夫控除のみなし適用対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- 5 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の規定により作成された用紙は、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（令和3年7月1日要綱）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（令和4年4月1日要綱）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月15日要綱）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の規定により作成された用紙は、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（令和5年8月25日要綱）

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号(その1)
様式第1号(その1)

所沢市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

高等職業訓練促進給付金の支給を受けたいので、所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

なお、訓練促進給付金の支給に関し、私及び私と同一の世帯に属する者の住民基本台帳、市民税の課税状況、市税の納税状況及び児童扶養手当の受給資格台帳を閲覧することに同意します。

(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で私と生計を同じくする者を含みます。)

①氏名	フリガナ	生年月日	
		年 月 日	
	個人番号	電話番号	
②住所	(〒 —)		
③過去の受給の有無	過去に高等技能訓練促進費又は高等職業訓練促進給付金を受けたことがある(年度) ・ ない		
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について			
⑤養成機関及び修業内容	名称		
	所在地	(〒 —)	電話番号
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・ 歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生士・調理師 その他()	
⑥振込口座	金融機関名		支店名
	口座種別	普通・当座	口座番号
	口座名義	カタカナ()	
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		

(注意事項)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、振込口座欄に記入する必要はありません。

様式第1号(その2)
様式第1号(その2)

所沢市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので、所沢市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

なお、修了支援給付金の支給に関し、私及び私と同一の世帯に属する者の住民基本台帳、市民税の課税状況、市税の納税状況及び児童扶養手当の受給資格台帳を閲覧することに同意します。

(住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で私と生計を同じくする者を含みます。)

①氏名	フリガナ		生年月日	
			年 月 日	
	個人番号		電話番号	
②住所	(〒 ー)			
③過去の受給の有無	過去に入学支援修了一時金又は高等職業訓練修了支援給付金を受けたことがある(年度) ・ ない			
④養成機関及び修業内容	名称			
	所在地	(〒 ー)	電話番号	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・ 歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生士・調理師 その他()		
⑤振込口座	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通・当座		口座番号
	口座名義	カタカナ()		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			

(注意事項)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、振込口座欄に記入する必要はありません。

様式第2号
様式第2号

所沢市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

①氏名		フリガナ -----	生年月日	年 月 日
②住所		(〒 ー)		電話() ー
③養成機関 及び 修業内容	名称			
	所在地	(〒 ー)		電話() ー
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
④修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師 その他()			
⑤高等職業訓練促進給付金	支給期間	年 月 月 ~ 年 月 月	支給月額	円
⑥修了支援給付金	円			
⑦整理番号	第	号		
<p>年 月 日付けで申請のありました所沢市高等職業訓練促進給付金等について審査したところ、上記のとおり支給決定したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所沢市長 印</p>				

様式第3号
様式第3号

所沢市高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書

①氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日
②住所	(〒 ー)		電話(ー) ー
③養成機関 及び 修業内容	名称		
	所在地		電話(ー) ー
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
④修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師 その他()		
⑤支給しない理由			
<p>年 月 日付けで申請のありました所沢市高等職業訓練促進給付金等について審査したところ、上記のとおり支給しないこととしたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所沢市長 印</p>			

様式第4号
様式第4号

所沢市高等職業訓練促進給付金等請求書

年 月 日

(宛先)所沢市長

住 所

氏 名

所沢市高等職業訓練促進給付金等について、下記のとおり請求します。

[請求する給付金の種類]

- 1 高等職業訓練促進給付金(年 月分)
- 2 高等職業訓練修了支援給付金

金 _____ 円

様式第5号
様式第5号

変更届

年 月 日

(宛先)所沢市長

住 所
氏 名

下記のとおり、変更がありましたので届け出ます。

【変更事項】

	変更前		変更後	
①氏 名	フリガナ		フリガナ	
②住所・電話番号				
③課税状況				
④世帯構成				
⑤修学の状況				
⑥振込口座	金融機関名		金融機関名	
	支店名		支店名	
	口座種別		口座種別	
	口座番号		口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	()	口座名義 (カタカナ)	()

様式第6号
様式第8号

所沢市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失通知書

①氏名	フリガナ -----	生年月日	年 月 日
②住所	(〒 —)		電話() —
③養成機関 及び 修業内容	名称		
	所在地	電話() —	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
④修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師 その他()		
⑤受給資格がなくなった理由			
⑥受給資格がなくなった日	年 月 日		
⑦整理番号	第 号		
⑧備考			
<p>年 月 日付けで提出のありました変更届に基づき、審査したところ、上記のとおり受給資格がなくなりましたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所沢市長 印</p>			

様式第7号
様式第7号

所沢市高等職業訓練促進給付金支給額変更通知書

①氏名		フリガナ -----	生年月日	年 月 日
②住所		(〒 ー)		電話() ー
③養成機関 及び 修業内容	名称			
	所在地	(〒 ー)		電話() ー
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
④修業に係る資格	看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師 その他()			
⑤高等職業訓練促進給付金(変更後)	支給期間	年 月 ~ 年 月	支給月額	円
⑥整理番号	第 号			
<p>年 月 日付けで提出のありました変更届に基づき審査したところ、上記のとおり変更したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所沢市長 印</p>				